

## 武蔵野市狭あい道路拡幅整備要綱

(平成8年4月1日)

**最終改正** 平成 27 年4月 13 日

(目的)

**第1条** この要綱は、武蔵野市内（以下「市内」という。）の狭あい道路の拡幅整備をするため必要な事項を定め、もって市内の生活道路の改善を図り、安全で快適なまちづくりに資することを目的とする。

(用語の定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 次のいずれかに該当し、現況幅員が規定幅員に満たないものをいう。
  - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第2項の規定により、特定行政庁が指定した道路（以下「2項道路」という。）
  - イ 法第42条第1項第5号の規定により、特定行政庁からその位置の指定を受けた道路（以下「位置指定道路」という。）
  - ウ その他市長が特に必要と認めるもの
- (2) 建築物等 法第2条第1号の建築物、擁壁又は後退用地若しくは隅切り用地（以下「後退用地等」という。）に存する工作物及び樹木等をいう。
- (3) 建築主等 建築物等に関する工事の請負契約の注文者若しくは請負契約によらないで自らその工事をする者又は後退用地等に権利を有する者（開発事業者を除く。）をいう。
- (4) 開発事業 武蔵野市まちづくり条例（平成20年9月武蔵野市条例39号。以下「条例」という。）第2条第1項第7号に規定する開発事業であって、条例第67条の規定の適用を受けるものをいう。
- (5) 開発事業者 条例第2条第1項第8号に規定する開発事業者をいう。
- (6) 後退用地 既存の道路の端部（側溝、縁石、舗装の端部その他市長が別に定めるものにより道路と道路以外の土地とが区別される部分をいう。）と後退線との間に存する土地をいう。
- (7) 隅切り用地 東京都建築安全条例（昭和25年東京都条例第89号）第2条の規定により、角敷地の建築制限を受ける部分の土地をいう。
- (8) 後退線 法第42条第2項の規定により道路の境界線とみなされる線、位置指定道路における当該指定位置若しくは市長が特に必要と認めるものの境界線又は隅切り用地において当該敷地の角を頂点とする二等辺三角形の長さ2メートルの底辺をいう。

(対象)

**第3条** この要綱における対象は、狭あい道路及び規定に満たない隅切り用地（以下「狭あい道路等」という。）とする。

(事前協議)

**第4条** 建築主等は、次の各号のいずれかに該当するときは、事前に狭あい道路拡幅整備協議申請書（第1号様式）を市長に提出し、後退線の位置、後退用地等の取扱い及び拡幅整備について協議を行うものとする。

- (1) 狭あい道路等に接する土地に建築物等の建築（法第2条第13号に規定する建築をいう。以

下同じ。)又は構築を行うとき。

(2) 狭あい道路等に接する土地において、建築物等の建築又は構築が伴わない場合で後退用地等の整備を行うとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

2 市長は、前項に規定する協議申請書の提出があったときは、協議のうえ当該建築主等に対し、狭あい道路拡幅整備協議の結果通知書(第2号様式)により通知する。

3 前2項の規定は、開発事業者が条例第67条の規定による協議を行う場合について準用する。  
(後退用地等の寄附及び無償貸与)

**第5条** 建築主等又は開発事業者は、後退用地等を市に寄附し、又は無償貸与の申出をするものとする。

(後退用地等の無償貸与の手続等)

**第6条** 建築主等又は開発事業者は、前条の規定による後退用地等の無償貸与を申し出る場合は、後退用地等無償貸与申出書(第3号様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、その内容を審査のうえ、その承諾又は不承諾を決定し、後退用地等無償貸与承諾(不承諾)通知書(第4号様式)により当該申請者に通知するとともに、無償貸与を承諾するときは、建築主等又は開発事業者の要望により、当該後退用地等の非課税手続を行うものとする。

3 前項に規定する手続に要する費用は、市が負担する。

4 前条の規定による後退用地等の寄附の手続は、市長が別に定める。

(後退用地等の整備)

**第7条** 市長は、後退用地等について、前条第2項の規定による承諾の決定をした場合又は別に定めるところにより寄附を受けることを決定した場合は、当該後退用地等の整備工事を行うものとする。ただし、次に掲げる者については、自ら当該整備工事を行うものとする。

(1) 開発事業者

(2) 第4条第1項の規定による協議により当該整備工事を建築主等が行うものと決定した場合における当該建築主等

2 市長、開発事業者又は建築主等は、前項に規定する整備工事が完了したときは、後退表示板を後退線上に設置するものとする。

3 後退用地等内の支障物件については、建築主等又は開発事業者が当該工事着手前までに移設又は除去を行うものとする。

(適用除外)

**第8条** 次に掲げる者については、前3条の規定は、適用しない。

(1) 国、地方公共団体及びこれらに準ずる団体

(2) 前号に掲げる者のほか、特に市長が必要と認める者  
(委任)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

#### 付 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

#### 付 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

**付 則**

この要綱は、平成20年2月6日から施行する。

**付 則**

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

**付 則**

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

**付 則**

この要綱は、平成27年4月13日から施行する。

(様式 略)